

『情報の科学と技術』に投稿される方へ

2017年1月1日改定
2017年9月1日一部改定
(一社)情報科学技術協会

『情報の科学と技術』誌は、(一社)情報科学技術協会が編集・発行する月刊誌です。本誌の目的と読者は、「会誌『情報の科学と技術』について」に述べるとおりです。この目的に挙げているような様々な記事を、会員の皆様から募集しています。積極的な投稿を歓迎いたします。

1. 原稿の種類

投稿される原稿の種類は次のものとします。

- a. 総説・解説
- b. 事例報告
- c. 原著論文
- d. 体験記
- e. 主張・提言・エッセー
- f. 翻訳・抄訳記事
- g. 集会等の報告
- h. 商品紹介・新技術紹介など
- i. その他、本誌の目的に適合する記事

他の出版物に掲載または採録されたものは採用しません。但し、翻訳・抄訳記事については、もとの記事の著作権者の許諾を得ていることを条件として採用することができるものとします。なお、同一性の判断はその内容によって行います。また掲載決定後に二重投稿の事実が判明した場合は、掲載を取り消すことがあります。

商品紹介・新技術紹介などでは、投稿者所属機関が扱う商品や新技術などの営業宣伝的な記事についても投稿することができますが、この場合、投稿は無料ですが掲載は有料となります。掲載料などについては事務局にお問い合わせ下さい。

営業宣伝的な記事には、論文記事と明確に区分するため、「プロダクト・レビュー」と明記のうえ掲載します。分量は概ね、刷り上り4ページまでとします。

なお、維持会員は、営業宣伝的な記事を年1回に限り、無料で掲載できます。年2回以上掲載する場合は、2回目以降は有料となります。掲載料などについては、事務局にお問い合わせ下さい。

2. 投稿者

投稿者は協会の会員に限ります(維持会員、特別会員の機関に所属する者を含む)。執筆者が連名の場合は、少なくとも1名は協会の会員でなければなりません。非会員からの投稿の場合、その時点で会員に入会する必要があります。

3. 投稿手続き

原稿は、原則として日本語で、別記「『情報の科学と技術』原稿執筆の手引き」に沿って執筆し、所定の「原稿提出票」とともに下記に提出してください。「原稿提出票」は、当協会 Web サイトからダウンロードしてください。

(http://www.infosta.or.jp/journal/kaishi_template20120111.doc)

原稿提出票中のテンプレートを利用して執筆された場合は、原稿を別途に提出される必要はありません。

原稿提出先・お問合せ先

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14 日本図書館協会会館 6 階

(一社) 情報科学技術協会事務局 会誌編集担当

TEL.03-6222-8506 FAX.03-6222-8507 E-mail infosta@infosta.or.jp

原稿提出票の「原稿種別」欄には、投稿原稿が 1 の a~i のいずれかにあたるか記入していただきますが、掲載の際には、編集委員会からそれと異なる種別での掲載を求めています。

4. 投稿原稿の取り扱い

投稿原稿を受け付けたら、協会事務局から受領の連絡をします。その後、編集委員会において査読が行われます。必要に応じて編集委員会外部に査読を依頼することがあります。また、場合により著者への照会を行い、その回答をもって改めて審査し、採否を決定することがあります。

採否が決定したら、協会事務局から投稿者にその結果を通知します。掲載号は編集委員会にて決定します。

投稿原稿は、以下の場合に不採録とします。

- a. 本誌の目的と大きくかけ離れている。
- b. 本質的な点で誤りがある。
- c. 内容に信頼できる根拠が示されていない。
- d. 書き方、議論の進め方などに不明確な点が多く、内容の把握が困難である。
- e. その他編集委員会が不適當と判定したもの。

5. 投稿料, 原稿料, 掲載料

(1) 投稿料は無料です。原稿料はお支払いしません。

(2) 掲載料は営業宣伝的な記事の掲載については、有料となります。但し、維持会員は、営業宣伝的な記事を年 1 回に限り、無料で掲載できます。これらについては 1 をご参照下さい。

6. 著作権

6.1 本誌に掲載された記事の著作権は著者に帰属します。

- 6.2 著者は下記の権利を当協会に許諾するものとします。
- (1) 本誌に記事を掲載し、印刷物及びオンラインで排他的に出版する権利
 - (2) 本誌に掲載された記事の翻訳や翻案等を通じて二次的著作物として利用し、当協会が発行する出版物（電子版を含む）を通して出版する権利
 - (3) 本誌に掲載された記事の紙面から紙面への複製を有料または無料で許諾する権利
- 6.3 著者は掲載された記事を下記の目的で利用することができます。
- (1) 記事が本誌に掲載された後、本誌に掲載されていることが分かるように表示した上で、同記事を機関リポジトリや著者自身のウェブサイトに掲載すること
- 6.4 その他、記事の著作権に関して上記に含まれない事項が生じた場合は、当協会との相談の上で決定するものとします。
- 6.5 上記 6.2 及び 6.3 は、本誌第 68 巻第 1 号（2018 年 1 月発行）以降に掲載する記事に適用し、第 67 巻第 12 号（2017 年 12 月発行）までの掲載記事には、2006 年 7 月 19 日改定の『情報の科学と技術』掲載原稿の著作権規程」を適用するものとします。